

**S G E C 森林認証及び分別・表示事業認定
審 査 報 告 書**

真樹販売株式会社

平成 19 年 12 月

(社) 全国林業改良普及協会

I. 真樹販売株式会社の概要

1、森林所有者 真樹販売株式会社

代表者：代表取締役 樋口 直介
所在地：長崎市浜口町5番2号

2、森林の管理者 真樹販売株式会社

代表者：代表取締役 樋口 直介
所在地：長崎市浜口町5番2号

3、森林の所在地

- ・長崎県長崎市松崎町字寄山 1311-2 ほか
- ・長崎県西海市大瀬戸町久良木郷久良木 2 ほか

4、森林面積 276.25 ha

5、団地数 3 団地「松崎団地（長崎市）」、「外海団地（長崎市）」、「大瀬戸・西彼団地（西海市）」

6、森林資源構成表

森林資源の構成表(真樹販売(株)長崎県)

平成19年4月1日現在

年齢級		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11以上	合計
人	スギ						3.10	5.64					8.74
							705	1,547					2,252
工	ヒノキ			1.12	3.01	6.78	52.61	104.28	99.28				267.08
				50	300	976	9,527	22,380	23,454				56,687
林	針葉樹計			1.12	3.01	6.78	55.71	109.92	99.28				275.82
				50	300	976	10,232	23,927	23,454				58,939
林	広葉樹(クスギ)							0.43					0.43
								73					73
林	計			1.12	3.01	6.78	55.71	110.35	99.28				276.25
				50	300	976	10,232	24,000	23,454				59,012
天然林	針葉樹												
	広葉樹												
	計												
小計(①)				1.12	3.01	6.78	55.71	110.35	99.28				276.25
				50	300	976	10,232	24,000	23,454				59,012
伐後・原野													
更新困難地等													
小計(②)													
合計(①+②)				1.12	3.01	6.78	55.71	110.35	99.28				276.25
				50	300	976	10,232	24,000	23,454				59,012

1. 上段:面積(ha) 下段:蓄積(m3)

7、森林の沿革・概況

(1) 地域の概要

森林認証申し込み地域は、長崎南部森林計画区内の長崎市及び西海市に位置する。この森林計画区は、長崎県の南西部の長崎半島、西彼杵半島、県中央部及び県南東部の島原半島の地域で長崎市、島原市、諫早市、大村市、西海市、雲仙市、西彼杵郡、南高来郡の6市2郡からなり、区域面積は159,562haで県下最大の流域である。

当社申請森林の位置する長崎半島、西彼杵半島は中央部に主脈山系があり、標高500m前後の低山性の山稜地域である。河川は長崎半島、西彼杵半島では延長も短く水量も少ない。

地質は長崎市を中心として諫早市の一部、長与町、時津町に輝石安山岩が分布し、又、西海市の一部には玄武岩が見られるが、大部分は緑色片岩及び黒色片岩を含有する結晶片岩である。

気候は海洋性気候を呈し温暖多雨である。長崎海洋気象台の観測結果によれば年平均気温は17.4℃、年平均湿度は70%、年間降水量は1,660mmで主風は、夏は西南西、冬季は北西風である。

(2) 森林の沿革

認証対象となる社有林の森林経営は比較的新しく、昭和25年に開業した「ひぐち企業グループ」の【憩いと安らぎ】をテーマに様々な事業展開の中で、創業者である「樋口 謹之助」の事業収益を自然に還元しようという思想で、長期事業である林業への取り組みが昭和40年から始まったものである。

まず、昭和40年に「ひぐち企業グループ」の関連会社である「三巴産業(株)」に林業部門が設立され、雑木林、牧場跡地などの遊休地を購入し、長崎の気候、風土、土壌条件に合った植栽樹種としてヒノキを中心に植林し、林業指導機関からの指導及び先進林業地の視察研修などを積極的に行い、高品質のヒノキ柱材生産を目標に、育林に携わる直営作業班を組織(注1)して、技術の向上を図りながら、独自の管理技術を構築してきている。

また、平成15年11月には「三巴産業(株)」から独立し、森林・林業部門のみを専門に取り扱う会社として「真樹販売株式会社」が設立され、現在に至っている。

なお、現在、長崎県で約280haのヒノキ林と熊本県に120haのスギ林を経営している。

(注1) 平成11年からは枝打ちまでの保育作業がほぼ終了したこと等から直営班を廃止し、現在社員4人で管理経営している。

なお、間伐等の事業は(株)長崎林業、森林組合等に委託している。

(3) 認定対象森林の現況

①松崎団地(長崎市) 131.52ha

間伐期に入ったヒノキ人工林の団地で、市町村森林整備計画に沿って資源循環林として管理している。

所有森林内の中心部を広域基幹林道西彼杵半島線が開通し林内路網もha当たり200m整備しており長崎県のモデル林に指定されている。

特徴は役物柱材の生産を目的として集約的な施業を行っており、枝打を5年生

から始め、場所に応じて 5～9m まで実施しており、今後は柱適寸木を中心に定性間伐を繰り返しながら、収穫適期まで誘導して、付加価値の高い森林づくりを目指している。

また、市場サイドから見た場合、役木材の需要は年々減少傾向にはあるが、このような中でも、申請者は、高品質の木材を、長期間安定して供給するために、現在、所有森林全部の全立木調査に取り組んでおり、地区ごとに本数、胸高直径、品質（4段階）の調査を行いデータの蓄積を図っている。

このデータをベースにして中長期の伐採計画を樹立し、均質な木材の安定供給ができる林事業者として、顧客、取引先を含めて、「真樹ヒノキ材」の安心感と信頼をつくり、生産～販売～再造林までの持続する林業を構築したいと考えている。

②外海団地（長崎市） 78.62ha

間伐期に入ったヒノキ人工林の団地で、市町村森林整備計画に沿って資源循環林として管理している。

当団地では、現在、広域基幹林道「西彼杵半島線」の開設工事が進められており、将来的には間伐、主伐時期に搬出路網が確保され搬出、運搬コストの低減化が図れる団地となっている。施業内容、生産目標は松崎団地と同様である。

③大瀬戸、西彼団地（西海市） 66.11ha

間伐期に入ったヒノキ人工林の団地で、6 齢級～7 齢級主体の林分で市町村森林整備計画に沿って資源循環林として管理している。

大瀬戸地区は、他の団地と比較して、標高は高いが、谷あいの北向斜面が多く、生産材の品質も高く、所有山林の中で特にヒノキ材の生産適地と考えている。また、広域基幹林道「西彼杵半島線」の通過が計画されている。

施業内容、生産目標は松崎団地と同様である。

（4）機能区分、制限林、保護林等の状況

認証対象森林の全域が、市町村森林整備計画において資源循環林となっており、保安林等の制限林はない。

（5）過去 5 年間の施業履歴

「森林整備実績」

（単位 ha）

年度 事業種	14	15	16	17	18	合計
下刈	0.65	0.99	0.21	0.15	1.14	3.14
除伐	10.73	8.82	3.59	4.91	3.68	31.73
枝打	0.72	1.81	0.51	0.20	0.91	4.15
間伐	44.61	42.74	69.33	45.01	46.42	248.11

（注）毎年、新入社員研修の「植樹祭」として 0.02 ha 程の植栽を行っている。

「素材生産量」

(単位 m³)

年 度	14	15	16	17	18	合計
素材生産量 (間伐)		344.5	494.2	104	142	1084.7

(6) 林道・作業道の整備状況

- ・林道 路線数 2 総延長 2,500m
 - ・作業道 路線数 16 総延長 55,250m 路網密度 200m/ha
- (当該作業道は自力開設したものである。)

(7) 過去5年間の森林被害(病虫害・獣害・森林火災・気象害)の記録と対処

* 獣害

松崎団地内の一部鹿ノ尾地区にて、平成の始め頃から鹿による剥皮被害が約5 ha 発生しており、その対策として優良木を選抜し、これまでに、約3,000本のヒノキに防止ネット及び枝条巻き付けによる防止対策を講じている。

* 森林火災

平成13年に外海団地の口福郷地内において約0.2 haの山火事が発生しているが、その山火事跡地は、山火事防止啓蒙の意味も含め、新入社員研修の「植樹祭」用地とし、毎年0.02 haほど植栽を実施しており、後2~3年で植栽が完了する。

* 風害

平成16年の台風18号により、外海団地内で約0.2 haの単木的な風害が発生しているが風倒木の伐採等処理は終了している。

8、認証対象森林の経営方針

森林経営に当たっては、「森林に関する法令及びSGECの基準・指標」を遵守し、森林の持つ公益的機能を高度に発揮させるため、「森林経営方針書」を定め、これにより適正な森林整備を実施することとしている。

特に、地域林業の担い手としての認識を持って持続する森林経営を行うため、環境に配慮しながら対象森林の価値を最大限に発揮するため、主として、択伐による優良材生産材の安定供給を行うこととし、そのため、施業データ及び森林調査をベースにした中長期の伐採計画を樹立し、生産と再生林の循環サイクルを構築し、持続する森林経営を目指すとしている。

その要約は次のとおりである。

(1) 森林経営

- ①生産目標は芯持ち役物柱材生産とし、森林データをベースにした、高品質材の安定供給を図る中で「真樹柱材のブランド化」を目指す。

その代表的な作業として枝打を直径8cm以内に行い、一回の枝打高さを1~1.5 mに押さえて10.5cm角の柱でも無節材が取れるような作業を行い、地力状況を見て、柱1玉、2玉取りの枝打高さまで作業する。

また、間伐は下層植生を見ながら、密度管理表を基準に林齢や地力に応じて定性間

伐を実施し、間伐生産は適寸木を中心に実施していく。

- ②高集約型の森林施業を実施するために、(枝打、間伐)作業道を ha 当り 200m 整備して作業生産性を高めている。
- ③木材の品質保証をするために、一連の森林管理の実績をデータベース化して販売先への丸太情報の履歴を開示して品質の安心感と信頼作りを行う。
- ④均一な品質の木材を長期間安定供給するために、森林内の、全立木調査を実施して収穫時期、収穫本数、収穫品質(4区分)をデータ化し、長期伐採計画を樹立し、販売先への事前情報発信と安定価格の実現を図る。
また、長期伐採計画に合わせて、事前に再生林計画を作成し、環境に優しい森林の維持と効率的な資源の循環が図れる森林経営を行う。

(2) 公益的機能の維持・増進

森林の多面的機能の高度発揮を図るため、森林の状況を定期的に観察し、自然的、経済的条件を考慮して適正な施業管理計画を立案して施業を実施する。特に間伐については、植生や地形、地質を踏まえつつ必要に応じた間伐を実施する。

収穫期を迎えた林分においては、択伐施業と小面積皆伐で収穫しながら、再生林へと林分を誘導していく。

また、災害等により機能が低下した箇所は、状況を確認しながら植栽を行うか、天然林への誘導を行う。尾根筋の林分については、風衝地、岩石地、造林木の健全な成長が見込めない箇所は保護樹帯として設定し、防災機能を強化する。沢筋には水辺林を設置して、間伐等を行うなどして、多様な樹木の育成を促し水資源の保全や土砂流失防止機能を強化する。

(3) 地域への貢献

適切な森林施業によって地域の目標となる森林をつくり、また、長崎県のモデル展示林として、林業関係者の視察、研修などの受入れを行い地域林業の担い手作りに貢献する。

認証森林の存在は、地域の森林が市民共有の財産であることの証として重要な存在であり、認証森林拡大のための情報公開、広報活動を含め積極的な活動を行う。

現在、地域の生産者から建築会社を含んだ「家づくりグループ」に参加おり、今後とも県産材の需要拡大に取り組むほか、会員を認証森林に案内し、生物多様性の保全、水土保全機能等の重要性をPRしていく。

また、ひぐちグループの社内事業として毎年、入社する社員に対して、植樹祭を開催し、森林の有する公益的機能などの研修も含め、森林体験をしてもらい森林の大切さを啓蒙している。

なお、この植樹祭は、開始してから30年間継続して実施しており、この活動は、今後も継続して実施していく。

9、認証対象森林の環境方針

真樹販売株式会社では、関係法令、SGEC 森林認証の基準・指標を遵守するとともに、長崎県環境基本計画【海、山、人、未来につながる環境に優しい長崎県】に基づき自然環境の保全、生活環境の維持、地球環境の保全に積極的に取り組み、持続可能

な資源環境型社会の形成に貢献するため、「環境方針書」を定め、これに基づき生物多様性の保全を考慮した森林施業を行うこととしている。

その要約は次のとおりである。

(1) 自然環境の保全

認証対象森林に生息・生育する様々な動植物の生息・生育地の保全を図るため、自然度の高い森林の保全に努めるとともに、希少な野生動植物については、適切な保護、管理を行う。

また、森林施業の実施に当たっては、化石燃料及び大気汚染物質、廃棄物の削減に努め、廃棄物が出た場合は、地域で定められた方法により適切に処理する。

なお、森林病虫害防除に当たっては、生態的防除に努め、林業薬剤等を使用する場合は、適切な管理のもと必要最小限の量とする。

(2) 生活環境の保全

適正な森林管理により、水資源、緑資源などの保全に努め、身近なふれあいの場として憩いの場を提供する。

(3) 地球環境の保全

適切な森林施業の実施により二酸化炭素の吸収量の増加を図るとともに、木材の需要拡大、木質資源の有効活用に努め、二酸化炭素固定の長期化を図る。

また、認証対象森林の木材生産の効率化に努めるとともに、山地荒廃の恐れのある森林や水源地の上流にある森林については、土壌、水資源の保全に努める。

(4) 調査研究、モニタリング調査、情報公開、

生物の多様性の保全等に関する知識の習得に努めるとともに、調査研究・教育のため、地方自治体、研究機関から協力要請があった場合は、可能な限り協力する。

また、モニタリング調査を実施し、継続的に森林の状況及び林内に生息・生育する動植物を把握し、貴重な動植物が発見された場合は、関係機関に連絡するとともに、必要な保護対策を行う。

認証対象森林の管理経営に関する情報、モニタリング調査等で得られた情報は、積極的に公開する。

10、施業指針の概要

認証対象森林の全域が、市町村森林整備計画に基づく資源循環林となっており、「真樹販売株式会社の生物多様性の保全を考慮した施業指針」を定め、これに基づき人工林施業を積極的に展開し、木材生産を主目的とした質と量に優れた収益性の高い森林へ誘導し、持続する森林経営を目指すこととしている。

施業指針は下記のとおり。

《真樹販売株式会社の生物多様性の保全を考慮した施業指針》

(1) 生物多様性の保全を考慮した施業指針

施業の実施にあたっては、森林管理に関する法令、森林整備計画の施業基準を遵守し、経営方針、環境方針を基本として行う。その中で生物多様性の保全、水土保全を常に意識し、森林環境への影響を検証しながら行う。

(2) 施業基準

① 収穫

イ. 主伐

人工林は、基準伐期齢を45年に設定し、径級は胸高直径26cmを主伐判断基準として皆伐は行わず、生産目標にしたがって適寸木の択伐を繰り返して収穫を行う。

「生産目標」 芯持ち役物柱材（6m、4m、3m）1玉、2玉取り

1, 地理的条件の有利な所（林地傾斜がなだらかで、路網の密度管理が容易）では毎木調査の成長データを参考にして、下層植生を見ながら、密度管理は収量比数0.7を基準に収穫本数を決定し、間伐を繰り返し実施する。最終ha本数が500本未満になった時点で小規模皆伐を実施、再造林を行う。

2, 尾根筋や沢筋、岩石地や急斜面などの造林木の優良な生育が見込めない箇所は、保護樹帯、水辺林として設定し、既存の広葉樹などの伐採を行わないで育成し、台風等気象災害の防止などの役割を持たすとともに、生物多様性の保全に努める。

ロ. 間伐

人工林は、主伐を実施するまでの間は、間伐(保育間伐及び利用間伐)を繰り返し行いながら、林内照度を高め、植栽木の成長促進と下層植生や林縁植生の維持を図る。

間伐前の林内の下刈は、作業に影響する箇所のみにとどめ、特に林縁の植生にはその保全に留意する。また、貴重な野鳥の営巣が確認されればその周辺の伐採を避け、繁殖を妨げないよう配慮する。

尾根筋の林分において風衝地、岩石地等、造林木の優良な生育が見込めない箇所は、保護樹帯として設定し、間伐率の小さい間伐を繰り返しながら既存の広葉樹などの伐採を行わないで、台風等気象災害の防止などの役割を持たすとともに、生物多様性の保全に努める。

沢筋には水辺林を設定し、間伐を行うなどして、多様な樹木の生育を促す。

ハ. 集運材

集運材にあたっては、近隣の水資源や土砂流出防止などへの影響を考慮し、地表面の保護・流失防止に努める。

常に安全で効率的な作業を行い、機械の排気による大気汚染を軽減する。

② 造林

イ. 更新

採算性の優れている人工林や、病虫害・気象災害等により、皆伐・再造林が必要な箇所においては、伐採後2年以内にその場所にあった樹種を選定して植林する(スギ・ヒノキはha当たり3,500本~5,000本、広葉樹は樹種により異なるが、2,000本~4,500本とする)。

その際必要があれば、獣害を防止するために、防護柵あるいはネットを設置する。

ロ. 補植

植付け後は、巡視等によりその地に根付かなかった苗木が確認された場合は、すみやかに新しい苗木を同じ場所に植える。ただし個々の植え付け本数により必要ないと判断すれば、その限りで無い。

③保育

イ. 下刈

当地では、苗木よりも雑草木の成長が早くそのままの状態では苗木の生育を著しく妨げる。従って、植林後は個々に設定した期間（1年～概ね5年まで）は、雑草木の下刈を実施する。

生物多様性の保全を考慮し、下刈は苗木の成長の妨げになる最小限にとどめる。

ロ. 蔓(つる)切り

下刈終了後、蔓切りは、必要に応じて定期的に行い巡視や施業前調査等の時、必ず鉋を携帯し行う。

ハ. 枝打ち

枝打は材の付加価値を高め、生産目標の木材生産を行う目的で、直径8cm未満に巻き込みを終了させる為に、6年生から実施以降巻き込み状況を見ながら、3年ごとに樹木の生長に影響を与えない範囲で1回の枝打量は上限を1.5mとして1m～1.5mの枝打高さで実施する。最終枝打高は地力に応じて1玉、2玉取りの高さまで行う。（5m～8m）

使用器具は枝打ち専用鎌を使い実施するが、鎌で枝打できない太枝は鋸を用いて行う。また、枝打本数は育林コストを考慮して1本ごとの形状を見て、選木枝打を実施する。枝打実施時期は枝打跡からのシミ、病虫害の侵入を極力防ぐ為に樹液の流動が停止する時期を適期として12月～2月に実施する。

ニ. 除伐・間伐

除伐は、林冠がうっ閉し、林木相互に競争が生じた時期に発育不良木、損傷木、過密木等、樹勢に欠点のある林木を対象に状況に応じて行う。

スギは成長が速いため、7～20年生の時期に、ヒノキは10～20年生の時期に実施する（伐採率は、10～20%程度）。

間伐は、林分内で優劣が生じてきた立木を林分の総生産目標に応じて、劣勢木を間引きしたり、優勢木を早期収穫（利用間伐）してうまく利用していこうとするものである。20年生以降になると常に永代木(皆伐時まで残す木)を念頭に入れながら成長に応じて間伐を繰り返す(年輪の幅が均等になるように留意する)。

間伐の回数については個々の状況（間伐率、成立本数等の状況）により異なるが、林齢に応じた標準の成立本数を維持することを基本とする。

間伐は、地表に光を入れることにより、下層植生の生育を助け、土壌の侵食を防いでいる。また、林内に現存する広葉樹は、生物多様性の保全のため適度に残す事が望ましい。対象木に貴重な野鳥の営巣が確認された場合は、間伐を避けるなど、繁殖を妨げないよう配慮する。

(3)保護樹帯・水辺林

尾根筋及び沢沿いには一部広葉樹が残されているが、それらの場所は古くから水害が多かったり、尾根筋など風当たりが強い場所であったり、岩石地で施業が困難である場所であったりと、明らかに先人が山づくりをする際に必要な知識と経験が

ら得た知恵を守ってきた証しでもある。今後も、尾根筋に保護樹帯を、沢筋には水辺林を設置し、生物多様性の保全に配慮していく。

(4) 保護上重要な動植物の保護

長崎県版のレッドデータブックを参考にし、地域・流域における保護上重要な動植物(絶滅危惧Ⅰ類、絶滅危惧Ⅱ類、準絶滅危惧、地域個体群)についての把握に努めるとともに、生物多様性に関する研修の機会を設ける。

また、巡視時・作業完了時には、「モニタリング調査実施要領」に基づき、モニタリングを実施し、所有山林に生息・生育する動植物の把握及び記録に努める。

もし、生息・生育することが確認された場合は、行政機関に連絡し、専門家の意見を聞いた上で保護マニュアルを定め、必要な保護対策を行う。

(5) 林道・作業道

林道・作業道の新設にあたっては、①林道規程を遵守する。②作業道は切り土法面の低い施工に努める。③可能な限り間伐材等の生物系資材を有効利用するとともに、小動物の生育・繁殖を妨げないように努める。

(6) 病虫獣害対策

・ 病虫害

施業の実施にあたっては、生物多様性の保全、水土保持の観点から、健全な森林の育成に努め、病虫害の発生の抑制に努める。

原則として林業薬剤は使用しないが、今後、植生に異常をもたらすような病虫害が発生した場合は、「林業薬剤管理マニュアル」に従い、適切な管理のもと、最小限の使用とする。

・ 獣害

当地区においては獣害についての被害は少ないが、やむを得ず薬剤を使用する場合は、「林業薬剤管理マニュアル」に従い適切な管理のもと最小限の使用とする。今後、より生態系保全に配慮した対策があれば積極的に試行していく。

今後、獣害が顕著になる様であれば、行政機関とも情報交換しながら対策を考えていきたい。

獣害については、保護と被害防止の両立を図るため、関係機関との協議の下、保護地域の設定、被害防止対策の実施、個体数の調整を行っていきたい。

また、行政機関や研究機関などからモニタリング調査の協力依頼があれば積極的に協力する。

II. 真樹販売株式会社の審査経過

真樹販売株式会社の審査は、(社)全国林業改良普及協会の児島裕、春海賢一、山下友一の3名が担当した。

平成17年7月30日／審査申込を受け、下記について説明を行った。

(内 容)

1. 「緑の循環認証会議」SGEC 森林及び分別・表示事業体認証の考え方
2. 基準・指標・ガイドラインの説明
3. 審査手順及び毎年の管理審査の説明
4. 審査申込書の受付
5. 確認資料の説明

【認証審査】

8月7～10日／書類確認

8月21～24日／現地確認審査

(場 所)

真樹販売株式会社の認証申し込み森林、真樹販売株式会社本社ほか

(審査員)

(社)全国林業改良普及協会	認証審査センター	審査業務チーフ	児島 裕
		専門審査員	春海 賢一
		専門審査員	山下 友一

(出席者)

真樹販売株式会社	代表取締役	樋口 直介
〃	取締役営業部長	佐賀里 政則
〃	育林責任者	末永 潤
〃	主任	森山 幸 治

(聞き取り調査)

長崎県環境部自然環境課	課長補佐	千々布 義朗
ながさき県民の森管理事務所	所長	森 涉
長崎南部森林組合西海支所	支所長	田添 正隆

(内 容)

1. 「真樹販売株式会社の認証対象森林」の現地確認
2. 「真樹販売株式会社」の沿革・現況・経営方針・生物多様性の保全方法及び関連資料の確認
3. 対象地域内の自然環境、希少野生動植物について

4. 対象地域内の森林及び林業・林政について
5. 「真樹販売株式会社」の木材の選別、販売方法について

12月17日／審査委員会

「確認審査」に基づき、審査結果を審査委員会に諮り、審査判定を行った。

(委員名)

元東京大学教授・農学博士	山根 明臣
富士森林施業技術研究所長・農学博士	河原 輝彦
東京農工大学教授・農学博士	土屋 俊幸
木構造振興(株)専務取締役・農学博士	西村 勝美
(社)林木育種協会理事長	真柴 孝司

(事務局)

(社)全国林業改良普及協会 専務理事	渡辺 政一
(社)全国林業改良普及協会 審査業務チーフ	児島 裕
(社)全国林業改良普及協会	野田 昭一
(社)全国林業改良普及協会 専門審査員	山下 友一

【審査委員会の判定結果】

提示資料及び現地確認審査による審査判定表の内容から、「真樹販売株式会社の認証対象森林」は、SGEC 森林認証に値する森林であること及び「真樹販売株式会社」は、SGEC 分別・表示事業体に値すると認められた。

Ⅲ. 真樹販売株式会社の所有森林及び分別・表示事業体の

審査における判定事由書

【1】森林認証

SGEC の定める 7 つの基準・36 の指標・67 のガイドラインの「認証審査」基準事項に基づき次の「真樹販売株式会社所有森林審査判定表」のとおり、58 項目を「審査要件」として決定した。

「審査要件」に基づき「確認審査」を行い、審査判定について審査委員会に諮ったところ、「真樹販売株式会社所有森林は、認証に値すると判定された。

なお、審査委員会により、下記 3 項目について、「向上目標」が付記された。

(向上目標)

1. 「モニタリング調査実施要領」に基づきモニタリングを継続的に実施することにより、認証対象森林に生息・生育する動植物の把握及び記録に努めること。
2. 認証対象森林に生息・生育する動植物の把握及び生物多様性の保全に関する知識の習得に努めること。
3. 「モニタリング調査実施要領」に基づき、モニタリングを継続的に実施することにより、森林の状況を常に把握するように努めること。その結果は、整理・分析し、今後の森林経営に反映させること。

【2】分別・表示事業体

SGEC の定める「認定審査」基準事項に基づき、「審査判定」を行い、審査委員会に諮ったところ、真樹販売株式会社は、認定に値する事業体であると判定された。

IV. 「真樹販売(株)」所有森林認証及び分別・表示事業体判定書

○森林 認 証

基準1 認証対象森林の明示及びその管理方針の確定

1-1. 土地、森林資源などの所有者・管理者が明確であること。

1-1 / 妥当である

認証対象森林は、長崎県長崎市及び西海市に位置する真樹販売(株)が、所有する森林276.25haである。

「森林簿」、「施業コード表(真樹販売が独自に作成)」、「森林計画図」などが常備されており、現地で確認できる。

1-2. 対象森林の所在場所別面積、人工植栽に係る森林の区別(人工林、天然林別)、樹種又は林相、林齢及び立木材積が明らかな森林調査簿類が常備されていること。

2-1 / 妥当である

「森林簿」及び「施業コード表(林小班、施業番号、地番、面積、樹種、植栽年度、林令、地位)」が常備されており、5年おきの森林施業計画樹立の際の森林調査により、更新されている。

また、認証対象森林全域の毎木調査が進められており、今年度中に完了する予定となっている。

1-3. 対象森林の位置が、現地及び図面上で明瞭であること。

3-1 / 妥当である

施業番号界、作業道が明示された森林計画図(1/5,000)を常備している。

また、境界には境界杭が設置されており、認証対象森林の位置は、現地及び図面上で明確であることを確認した。

1-4. 森林計画制度の森林施業計画あるいはそれに準じた管理計画が樹立されていること。管理計画の中で、森林所有者等が自らの意志で、持続可能な森林の管理・経営に関する基本方針が策定されていること。

4-1 / 妥当である

認証対象森林は、長崎県南部森林計画区に位置しており、「長崎市及び西海市森林整備計画書」(以下、「長崎市等森林整備計画」という。)において、全森林が「資源循環林」に位置付けされており、その森林整備の推進方向が明示されている。

また、「真樹販売株式会社の森林経営方針書」(以下、「森林経営方針書」という。)

で整合がとれた持続可能な森林管理目的及び目標森林に至る施業方法を明示している。

4-2 / 妥当である

認証対象森林の「森林施業計画書」（平成14～平成19年）及び認定書の写しを確認した。

「森林経営方針書」、「真樹販売株式会社の生物多様性の保全を考慮した施業指針」（以下、「生物多様性の保全を考慮した施業指針」という。）で、長期伐採計画により、定性間伐と択伐の繰り返し及び小面積皆伐による更新を明示しており、その実施状況を現地で確認した。

4-3 / 妥当である

真樹販売株式会社では、「環境方針」及び「生物多様性の保全を考慮した施業指針」を定め、「地球温暖化の防止」「水土保持」「生物多様性の保全」など、持続可能な森林経営をめざすことを明記している。

なお、「モニタリング調査実施要領」を定め、巡視時及び作業完了時に、モニタリング調査を計画的に実施することとしている。

1-5. 人工林のみでなく、天然林についても、地域の特性を考慮し適切な管理計画が樹立されていること。

5-1 / 適用除外

認定対象森林の100%が人工林であり審査要件から除外した。

基準2 生物多様性の保全

2-1. 生物多様性保全のための計画は、ランドスケープレベルの管理方針が定められているとともに、主要な森林タイプについて林分レベルの管理方針が定められていること。

1-1 / 妥当である

認証対象森林は長崎南部森林計画区に位置しており、「長崎市等森林整備計画」において、全森林が「資源循環林」に位置づけられ、それに応じた森林整備の推進方針が定められている。

真樹販売株式会社では、全森林が人工林であるが「生物多様性の保全を考慮した施業指針」を定め森林整備に努めることとしている。

1-2 / 適用除外

認定対象森林の100%が人工林であり審査要件から除外した。

2-2. 対象森林内で生物多様性の確保に重要な構成要素（原生林、天然林、里山林、

草地、湿地、沼、農地など) が地図上で明らかにされ、それらの管理方針が定められていること。

2-1 / 妥当である (向上目標)

認定対象森林の樹種構成はスギ 3.2%、ヒノキ 96.6%、クヌギ 0.2%の単純人工林であるため、林相現況図は常備していないが、きめ細かな施業番号界、作業道が明示された森林計画図 (1/5000) 及び「施業コード表 (林小班、施業番号、地番、面積、樹種、植栽年度、林令、地位)」を常備しており現地で樹種構成等が容易に確認できる。

また、これまで認証対象森林の動植物調査は行われていないが、今後、モニタリングを継続的に実施することにより、「林内に生息・生育する動植物の把握及び記録に努める」こととしている。

2-2 / 妥当である

認定対象森林は低山性の山稜地域であるため、大きな溪流、水辺林はないが、「生物多様性の保全を考慮した施業指針」において、「沢筋には水辺林を設定し、間伐を行うなどして、多様な樹木の生育を促す」こととしている。

2-3. 絶滅危惧Ⅰ類、絶滅危惧Ⅱ類、準絶滅危惧に属する種及びその生息地の保護が図られていること。

3-1 / 妥当である

「長崎県希少野生動植物の保護に関する基本方針書 (希少野生動植物の地区別リスト付き)」、長崎県レッドデータブックを常備している。

また、「モニタリング調査実施要領」を定め、巡視時及び作業完了時に、モニタリング調査を継続的に実施し、「林内に生息・生育する動植物の把握及び記録に努める」こととしている。

もし、貴重な動植物が生息・生育することが確認された場合は、行政機関に連絡し、専門家の意見も聞いた上で保護マニュアルを定め、保護対策を行う考えである。

3-2 / 妥当である

人工林であっても「生物の多様性の保全を考慮した施業指針」により、沢筋、尾根筋の広葉樹は生物多様性保全の観点から残すこととされている。

また、貴重な野鳥の営巣が確認された場合は間伐を避けるなど繁殖を妨げないように配慮するとされている。

3-3 / 妥当である

認証対象森林は低山性の山稜地域であるため、法面の少ない等高線に沿った「作業道・管理道」が既に Ha 当たり 200m 整備されており、崩壊地も見あたらないことから、今後、林道、治山施設の設置は考えられないが、「生物多様性の保全を考慮した施業指針」において、「可能な限り間伐材等の生物系資材を有効利用するとともに、小動物の生育・繁殖を妨げないように努める」こととしている。

2-4. 下層植生を含め自然植生の保護に努めること。

4-1 / 妥当である

現地確認により、除・間伐が適切に行われており、林内は明るく、林縁植生及び下層植生が維持されていることを確認した。

「生物多様性の保全を考慮した施業指針」において、貴重な自然植生等が「生息・生育することが確認された場合は、行政機関に連絡し、専門家の意見を聞いた上で保護マニュアルを定め、必要な保護対策を行う」としている。

基準3 土壌及び水資源の保全と維持

3-1. 伐採に当たっては、風が強く当たる尾根筋、水系及び道路沿いには適切な保護樹帯を設けていること。

1-1 / 妥当である

認証対象森林には、尾根筋、岩石地、沢筋に広葉樹が残されており、これらは意識的に残した保護樹帯であることを聞き取り現地で確認した。

今後も施業指針により継承する。

1-2 / 妥当である

「生物多様性の保全を考慮した施業指針」において、「尾根筋、沢筋岩石地などの保護樹帯は既存の広葉樹などの伐採を行わないで、台風等気象災害の防止などの役割を持たすとともに、生物多様性の保全に努める。」こととしている。

認証対象森林はすべて人工林であるが、間伐、択伐と小面積皆伐の繰り返しによる水土保持に配慮した施業となっている。

また、クヌギも一部植栽されており、尾根筋、沢筋、岩石地等の広葉樹は保存されることとなっている。

なお、一部の沢筋に試験的に「山椒」の植栽、平坦な沢筋の林床に「ハラン」の試験栽培が行われている。

3-2. 森林の伐採集運材に当たっては、近隣の水資源や土石流出防止機能などへの影響を考慮し、地表面の保護が図られるよう慎重に配慮されていること。

2-1 / 妥当である

認証対象森林は、長崎南部森林計画区にあり、全域が「資源循環林」となっており保安林等の制限林はない。

しかしながら、「森林経営方針書」においても「水資源の保全や土砂流出防止機能」の強化に意が払われている。

なお、現地調査の結果、認証対象森林には崩壊地は全くなく、作業道の法面崩壊等もないことを確認した。

2-2 / 妥当である

認証対象森林には、環境負荷の軽減を意図した小幅員の作業路網が、ha 当たり 200m 整備されており、間伐等の収穫材は、ほぼ路網にかかり、多目的ウインチ（ひっぱりだこ）、「林内小型運搬車」と 2t トラックによって搬出されている。

路網の開設は終了しているが、開設に当たっては「生物多様性の保全を考慮した施業指針」により、地形、土壌等の条件を慎重に考慮して計画することとなっており、現地の状態も良好であることを確認した。

3-3. 林業機械に用いる、燃料、オイルその他の汚染物質および農薬など化学物質が水系に流出しないよう注意を払うこと。

3-1 / 妥当である

燃料・オイル類は、関係法令及び「作業現場における油類の取扱いマニュアル」に基づき、適切な管理のもと使用している。

なお、林業薬剤を使用する場合は、森林病虫害等防除法及び「林業薬剤管理マニュアル」に基づき、適切な管理のもと、最小限の林業薬剤を使用することとしている。

3-4. 林道等の開設に当たっては、水土保持に細心の注意を払うこと。

4-1 / 妥当である

林道・作業道は、「生物多様性の保全を考慮した施業指針」により、水土保持に配慮して作設されており、保守・管理も適切に行われていることを確認した。

なお、作業道の開設は終了しているが、林道・作業道の新設にあたっては、「林道規程を遵守する。作業道は切土法面の低い施工に努める。可能な限り間伐材等の生物系資材を有効利用するとともに、小動物の生育・繁殖を妨げないように努める」こととしている。

なお、現地調査の結果、認証対象森林には崩壊地は全くなく、作業道の法面崩壊等もないことを確認した。

基準4 森林生態系の生産力及び健全性の維持

4-1. 伐採量は森林の機能区分別に指定された森林施業計画認定基準の範囲内であり、適正に配置されていること。

大面積皆伐は避け、可能な箇所では、非皆伐施業を行う。また林産物資源の収穫は、それが持続できるよう定められていること。

1-1 / 妥当である

「長崎市等森林整備計画」（平成 14～19 年）の伐採計画の範囲内で、伐採を行って

いる。

「森林経営方針書」、「生物多様性の保全を考慮した施業指針」で、長期伐採計画により、定性間伐と択伐の繰り返し及び小面積皆伐による更新を明示しており、その実施状況を現地で確認した。

なお、除・間伐の際に、尾根筋、沢筋、林縁等に現存する広葉樹を適度に残していることを確認した。

1-2 / 妥当である

伐採方法などは、「長崎市等森林整備計画」の施業基準に準拠した「生物多様性の保全を考慮した施業指針」を作成して行っている。

「森林施業計画書」（平成14～19年）の伐採計画に基づいて、施業を行っている。

1-3 / 妥当である

「森林施業計画書」（平成14～19年）の伐採計画に基づいて、伐採を行っている。

4-2. 伐採後は計画期間内に確実に更新されていること。伐採跡地などの人工更新は、施業の履歴を踏まえて、適地適木の原則が守られていること。

2-1 / 妥当である

最近5年間の施業履歴（下刈、除伐、枝打、間伐）を確認した。

最近、5年間は主伐は行われていないが、「生物多様性の保全を考慮した施業指針」で伐採後は2年以内に「適地適木」の原則に基づき植栽することを明記しており、「長崎市等森林整備計画書」の基準に準拠していることを確認した。

なお、平成13年に約0.2haの山火事が発生し、その跡地は「新入社員研修」のための「植樹祭」用地と位置づけ、毎年0.02ha程度のヒノキの植栽を行っており、後2～3年で終了することを確認した。

2-2 / 妥当である

「生物の多様性を考慮した施業指針」は、「長崎市等森林整備計画」の施業基準に準拠していることを確認した。

更新は、最近、5年間主伐が行われていないため発生していないが、「生物多様性の保全を考慮した施業指針」で伐採後は2年以内に「適地適木」の原則に基づき植栽することを明記している。

なお、平成13年に約0.2haの山火事が発生し、その跡地は「新入社員研修」のための「植樹祭」用地と位置づけ、毎年0.02ha程度のヒノキの植栽を行っており、後2～3年で終了することを確認した。

2-3 / 妥当である

人工更新に当たっては、「生物の多様性を考慮した施業指針」により「適地適木」を原則とし、地元産の苗木を植栽している。

なお、植栽本数は、「長崎市等森林整備計画」の施業基準に準拠している。

2-4 / 妥当である

「生物の多様性を考慮した施業指針」により、植え付け後は、巡視等により、活着しなかった苗木が確認された場合は、すみやかに補植することとしている。

4-3. 天然林についても、的確な更新作業が行われていること。

3-1 / 適用除外

認定対象森林の100%が人工林であり審査要件から除外した。

3-2 / 適用除外

認定対象森林の100%が人工林であり審査要件から除外した。

4-4. 期間内における保育計画が明らかであり、現地の実態に応じて適切に行われていること。

4-1 / 妥当である

「生物の多様性を考慮した施業指針」の保育方法等は「長崎市等森林整備計画」の施業基準に準拠している。

なお、除・間伐の際に、尾根筋、沢筋、林縁等に現存する広葉樹を適度に残していることを確認した。

4-2 / 妥当である

最近5年間の施業履歴に保育の実績が記録されている。

「森林施業計画書」（平成14～19年）の保育計画及び「生物の多様性を考慮した施業指針」に基づいて、保育を行う予定である。

4-5. 必要に応じて間伐が的確に実行されること。

5-1 / 妥当である

「森林施業計画書」（平成14～19年）の伐採計画に基づいて、計画的に間伐を行っている。

なお、認定対象森林には「要間伐森林」の指定はない。

5-2 / 妥当である

間伐方法などは、「長崎市等森林整備計画」の施業基準に準拠している。

「生物多様性の保全を考慮した施業指針」は、「生物多様性の保全の観点から、適度に残す」としている。なお、尾根筋、沢筋、林縁等に現存する広葉樹を適度に残していることを確認した。

5-3 / 妥当である

最近5年分の施業履歴に、保育間伐、収入間伐の実績が記録されていることを確認した。

「生物多様性の保全を考慮した施業指針」に、密度管理（収量比数）の基準定め、その基準により間伐を行うこととされており、現地で間伐が適切に行われていることを確認した。

なお、申請者の真樹販売株式会社は「平成17年度間伐・間伐材利用コンクール」の森づくり部門で「間伐推進中央協議会長賞」を受賞している。

4-6. 森林の病虫獣害に対する適切な防除・対策が図られていること。

6-1 / 妥当である

一部のスギ、ヒノキに鹿による「獣害」が見られたが、他には特に病虫害は見られない。

なお、病虫獣害対策は「森林病虫害等防除法」、「生物多様性の保全を考慮した施業指針」及び「林業薬剤管理マニュアル」により適切に行うこととしている。

6-2 / 妥当である

最近5～10年間の森林被害の記録を確認したが鹿による獣害以外はない。

* 獣害の被害状況と対策

平成の始め頃から松崎団地の一部の地区でスギ、ヒノキに鹿による剥皮被害が約5ha発生しており、その対策として優良木を選抜し、これまでに、約3,000本のヒノキに防止ネット及び枝条巻き付けによる防止対策を講じていることを確認した。

4-7. 山火事に対する適切な予防と被害への対処が図られていること。

7-1 / 妥当である

「林野火災予消防マニュアル」を定め、林野火災の予防及び消火体制を整えている。

7-2 / 妥当である

地元行政及び消防団などと緊急連絡体制を組み、連携して消防訓練活動などを行っている。

7-3 / 妥当である

平成13年に外海団地地内において約0.2haの山火事が発生しているが、その山火事跡地は、山火事防止啓蒙の意味も含め、新入社員研修の「植樹祭」用地とし、毎年0.02haほどヒノキの植栽を実施しており、後2～3年で植栽が完了することを確認した。

4-8. 農薬など化学物質の使用については、法令などを遵守し、かつ必要最小限の使用にとどめていること。

8-1 / 妥当である

林業薬剤は使用していないが、林業薬剤を使用する場合は、「森林病虫害等防除法」、「生物多様性の保全を考慮した施業指針」及び「林業薬剤管理マニュアル」に基づき、適切な管理のもと、最小限の林業薬剤を使用することとしている。

基準5 持続的森林経営のための法的、制度的枠組

5-1. 日本の全ての法律および日本が調印した全ての国際条約や合意を遵守すること。

1-1 / 妥当である

「森林経営方針書」及び「真樹販売株式会社環境方針書」（以下、「環境方針書」という。）で森林管理及び環境保全上必要な法令及び条例を遵守することを確認した。

1-2 / 妥当である

インターネットによる「法令検索」の環境が整えられており、いつでも関係法令が参照できることを確認した。

5-2. 地域社会の法的あるいは慣習的な財産・資源などの利用権が尊重されていること。

2-1 / 適用除外

地元関係者により、認証対象森林には、入会権などの慣習的利用権がないことを確認したので適用除外とした。

2-2 / 適用除外

上記に同じ。

5-3. 管理計画の実行に当たり、雇用者、委託者や林業従事者に対して生物多様性や労働安全などに関して適切な訓練と指導を行っていること。

3-1 / 妥当である（向上目標）

「真樹販売株式会社」では、代表取締役を含め4名で森林の管理運営を行っているが、「長崎県環境アドバイザー」の指導を受けている。

事業委託する場合には、「施業実施仕様書」、「環境方針書」及び「生物多様性の保全を考慮した施業指針」の遵守を指導している。

また、今後、「生物多様性の保全に関する知識の習得に努め、研修会には、積極的に参加する」こととしている。

3-2 / 妥当である

枝打までの保育作業がほぼ終了しており、小規模な保育作業は自社の社員で実施しているが、間伐等大がかりな事業は委託している。

その場合には、「施業実施仕様書」に基づき、「安全作業マニュアル」「安全衛生及び健康管理マニュアル」を定め、労働災害の防止に努めている。

また、「安全衛生大会」及び林業・木材産業労働災害防止協会の「安全講習会」などに参加している。

5-4. 従業員に対する社会保障、必要な訓練の実施、健康と安全の確保を図られていること。

4-1 / 妥当である

厚生年金・健康保険・雇用保険・労災保険等の社会保険にはすべて加入している。

4-2 / 妥当である

「安全作業マニュアル」「安全衛生及び健康管理マニュアル」を定め、労働災害の防止に努めている。

なお、「安全衛生大会」及び林業・木材産業労働災害防止協会の「安全講習会」などに参加している。

基準6 社会・経済の便益の維持及び増進

6-1. 市民に自然に触れ合う機会／場所の提供に努めていること。

森林を地元にてできるだけ公開し、便益の提供をすること。

1-1 / 妥当である

認定対象森林の松崎団地の一部は「長崎県のモデル展示林」として位置づけられており、林業関係者のみだけでなく、広く市民が森林にふれあえる場を提供している。

また、地域の生産者から建築会社を含んだ「家づくりグループ」に参画しており、その会員に「森林の水土保全等の公益的機能」、「生物多様性の保全」、「地球温暖化防止」の重要性等を現地でPRしている。

6-2. 入山者に対する環境教育、安全などへの指導および対策が整備されていること。

2-1 / 妥当である

真樹販売株式会社では、親企業である「ひぐち企業グループ」（社員総数 3,011 名）の新入社員（毎年約 200 名）研修計画の森林・林業部門を担当し、毎年、「植樹祭」を開催し、地ごしらえ～植え付けまでの森林作業を体験させ、「森林の水土保全等の公益的機能」、「生物多様性の保全」、「地球温暖化防止」の重要性等を現地で教育している。

なお、現在の植樹祭用地が山火事跡地であり、山火事防止啓蒙も行っている。

2-2 / 妥当である

利用者に対して、山火事防止、ゴミの持ち帰り、動植物の採取など、森林でのマナーを守るように、協力を求めている。

なお、認定対象森林内には、案内板のほか、山火事注意の啓発看板などが数カ所に設置されている。

6-3. 森林レクリエーションや景観の維持に配慮した森林管理が必要な森林においては、適切な対応がとられていること。

3-1 / 妥当である

認定対象森林「松崎団地」の鹿尾地区の一部外縁を「九州自然歩道」が走っており、

周辺の森林についても、適切な間伐等を行うなど、景観保全には十分に配慮している。

3-2/適用除外

認定対象森林の100%が人工林の「資源循環林」であり、森林施業上の制約がないことから審査要件から除外した。

3-3/適用除外

森林レクリエーションの拠点施設等は、近くにないことから、審査要件から除外した。

6-4. 文化的・歴史的に重要な遺跡や資源・社会的に価値の高い森林が保護されていること。

4-1/適用除外

文化財保護法等による指定文化財のほか文化的、歴史的に重要と評価されている遺跡、郷土のシンボルとなっている森林、巨樹・巨木、学術的に価値の高い森林などがないことを「長崎県の天然記念物（動植物）から確認しており、審査要件から除外した。

4-2/妥当である

認定対象森林の松崎団地の一部は「長崎県のモデル展示林」として位置づけられており、林業関係者のみだけでなく、広く市民が森林にふれあえる場を提供し、森林・林業等の重要性をPRしている。

6-5. 「緑の循環システム」の趣旨が遵守されるよう、認証森林より産出された認証林産物を、消費者に対し適正に提供するために、認証林産物が、明確に区別されるよう努めること。

また、認証森林から産出される認証林産物が、緑の循環資源として、多様な用途に有効活用されていること。

5-1/妥当である

真樹販売株式会社は、経営方針書の中で「真樹柱材のブランド化」を目指しており、既に、木材市場等へ出荷する場合には、他の販売者の材と区別できるように、出荷材全部に「極印」を打っている。

また、「認証林産物の分別・表示管理方針書」制定しており、分別・表示管理体制も確立されていること、また、木材市場でも既に「真樹材」は別格で取り扱っており、需要者に適正に供給される仕組みになっている。

なお、真樹販売株式は「ひぐち企業グループ」（社員総数 3,011 名、資本金 13.5 億円）の一員会社として経営状態も良く、分別・表示事業体に認定すれば、「緑の循環システム」の普及拡大につながると判断される。

5-2/妥当である

現地調査の結果、認定対象森林には崩壊地は全くなく、作業道も等高線に沿った平坦な路線であることから法面高が小さく土留め施設の必要性はないことを確認した。

しかしながら、今後、作業道等の作設が必要となった場合は、「生物多様性の保全を考慮した施業指針」により、可能な限り間伐材等の生物系資材を有効利用していくこととしている。

6-6. 対象森林の管理・整備が地球温暖化防止の二酸化炭素吸収源としてプラスになるよう努めていること。

6-1 / 妥当である

除・間伐が適切に行われ、森林の健全性が保たれていることを現地で確認した。

また、間伐材は高密度路網の整備により、ほとんどが搬出されて枝先の小径木までも有効利用されている。

6-2 / 妥当である

「環境方針書」により、森林施業の実施にあたっては、「化石燃料の使用削減に努める」こととしている。

6-7. 地元住民、利害関係者等との対話連携を図り、地域社会における役割と貢献に配慮して取り組んでいること。

7-1 / 妥当である

認定対象森林には、「長崎県のモデル展示林」の指定がある等地域では優良人工林として有名となっており、「家づくりグループ」の会員のほか地元住民の入林者も多く、地域と密着した森林となっている。

また、「経営方針書」でも地域貢献を掲げている。

7-2 / 妥当である

真樹販売株式会社の生産目標は、芯持ち約物柱材生産を目標としており、森林データをベースに高品質材の安定供給を図る中で「真樹柱材のブランド化」を目指している企業である。

この認証を取得するに当たって得た知識や森林認証の意義、必要性等を関連企業グループはもとより、林業関係者、建築関係者、地域にも広く普及啓発していくこととしている。

また、流通先の木材市場関係者にもPRしていくこととしている。

基準7 モニタリングと情報公開

7-1. 管理計画の実行状況としての影響を評価するためのモニタリングを適宜実施すること。

モニタリングの結果は、管理計画の実行及び改訂に反映され、必要に応じて見直しが図られること。

1-1 / 妥当である (向上目標)

「モニタリング調査実施要領」を定めており、巡視時及び作業完了時のチェック項目を設定している。

上記に基づき、モニタリングを継続的に実施することとしている。

7-2. 地方自治体などが全体の多様性を推測する指標生物群のモニタリングを行っている場合、その調査に対する協力体制が整っていること。

2-1 / 妥当である

これまで第3者機関によるモニタリング調査は行われていない。

なお、調査研究・教育のため、地方自治体、研究機関から協力要請があった場合は、可能な限り協力することとしている。

7-3. 対象森林に関する各種情報の記録を極力残すこと。施業を行った場合は、作業種別、年度別、所在場所別に施業記録が残されていること。

3-1 / 妥当である

最近5～10年間の森林被害の記録を確認した。

* 獣害

平成の始め頃から松崎団地の一部の地区でスギ、ヒノキに鹿による剥皮被害が約5ha発生しており、その対策として優良木を選抜し、これまでに、約3,000本のヒノキに防止ネット及び枝条巻き付けによる防止対策を講じている。

* 風害

平成16年の台風18号により外海団地で0.2haの単木的な風倒木被害が発生しているが風倒木処理は終了している。

* 山火事

平成13年に外海団地地内において約0.2haの山火事が発生しているが、その山火事跡地は、山火事防止啓蒙の意味も含め、新入社員研修の「植樹祭」用地とし、毎年0.02haほどヒノキの植栽を実施しており、後2～3年で植栽が完了することを確認した。

7-4. 管理計画、モニタリングについては、公正・公開を原則とすること。

4-1 / 妥当である

管理経営に関する情報・モニタリング調査で得られた情報は、積極的に公開している。

○事業体

基準1 経営の健全性

- 1-1 持続的に事業活動を行いうる事業体であること。／（妥当である）
- 1-2 経営指標に照らし、財務状態が健全であること。／（妥当である）

○真樹販売株式会社は、昭和25年に設立された「ひぐち企業グループ」（社員総数3,011名、資本金13.5億円）の一員会社として、「ひぐち企業グループ」の【憩いと安らぎ】をテーマに様々な事業展開の中で、創業者である「樋口 謹之助」の事業収益を自然に還元しようという思想で、長期事業である林業への取り組みが昭和40年から始まった自社有林の森林経営を専門に行う会社であり、経営状態も安定している。

基準2 認証林産物取扱の業態

- 2-1 認証林産物を取り扱う事業体として、事業目的および内容が適合していること。／（妥当である）
 - 真樹販売株式会社の生産目標は、芯持ち無節の役物柱材生産とし、森林データをベースにした、高品質材の安定供給を図る中で「真樹柱材のブランド化」を目指しており、SGECの適合条件を備えている。
- 2-2 認証森林所有者・管理者または認定事業体と反復継続して取引関係にあること。／（妥当である）
 - 真樹販売株式会社は、自社有林の認証林産物のみの素材生産・販売を取り扱う会社である。
- 2-3 認証林産物の普及および利用促進、新たな用途開発について意欲的であること。／（妥当である）
 - 木材市場でも既に「真樹材」は別格で取り扱われており、また、ヒノキの「磨き丸太材」の販売等、認証林産物の普及及び利用促進に積極的に取り組んでいる。

基準3 分別・表示管理運営の体制

- 3-1 認証林産物の分別・表示管理に係る計画を立てていること。／（妥当である）
- 3-2 認証林産物の分別・表示管理を行う体制が整っていること。／（妥当である）
- 3-3 分別・表示管理を担当する管理責任者を設置していること。なお、管理責任者に適正な研修を行っていること。／（妥当である）
 - 真樹販売株式会社は、「真樹柱材のブランド化」を目指しており、既に、木材市場等へ出荷する場合には、他の販売者の材と区別できるように、出荷材全部に「極印」を打っている。

また、「認証林産物の分別・表示管理方針書」を制定し、分別・表示管理体制も確立されている。

木材市場でも既に「真樹材」は別格で取り扱っており、他の丸太との混同のおそれはなく、需要者に適正に供給される仕組みになっている。

なお、「無節の役物柱材」生産を目的としていることから、分別・表示管理を担当する SGEC 認証林産物管理責任者及び担当責任者を配置し、社員教育も徹底している。

3-4 伝票など帳票類を作成・保存すること。なお、認証林産物と非認証林産物のコード番号は明確に区別すること。／（妥当である）

○木材市場への素材出荷が主であり、伝票など帳票類は、作成・保存されていることを確認した。

また、認証林産物のみを生産する会社であり、非認証林産物と混同するおそれはない。

3-5 定期的に棚卸記録などにより、保管数量の管理を行うこと。／（妥当である）

○伐採→搬出→山土場→木材市場への出荷であり、基本的には棚卸し材はないが、伝票など帳票類で出荷数量等は適正に管理されている。

V. 確認資料一覧

- ・ 森林施業計画書
(施業の実施に関する長期の方針、森林の現況と伐採計画及び造林計画、森林簿、真樹販売(株)施業コード表)
 - ・ 市町村森林整備計画書
 - ・ 地域森林計画書
 - ・ 申請山林の位置図
 - ・ 森林計画図(1/5, 000)
 - ・ 経営方針書
 - ・ 環境方針書
 - ・ 生物多様性の保全を考慮した施業指針
 - ・ モニタリング調査実施要領
 - ・ 巡視報告書
 - ・ 施業実施仕様書
 - ・ 作業現場における油類の管理マニュアル
 - ・ 林業薬剤管理マニュアル
 - ・ 安全作業マニュアル
 - ・ 安全衛生及び健康管理マニュアル
 - ・ 林野火災予消防マニュアル
 - ・ 緊急連絡先一覧表
 - ・ 「長崎県希少野生動植物の保護に関する基本方針書」
 - ・ 長崎県レッドデータブック
 - ・ 長崎県の天然記念物（動植物）
-
- ・ 認証林産物の分別・表示管理方針書
 - ・ 認証林産物の分別・表示管理体制